

《ケーススタディ 募集要領》

■募集対象

水辺空間を有効利用して、以下のような賑わい施設を設置しようとする開発構想

① 広域占有型

陸域・水際線・水域を含む広大な区域を特定の目的で活用し、区域全体を管理するための管理者が配置されているもの。（マリーナ等）

② 水際線占有型

水際線に設置された護岸等に構造物を設置して専用的に使用することにより、水域にできるだけ近接した場所の活用を可能とするもの。（係留施設付き建築物等）

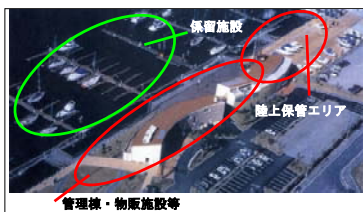
③ 棧橋型

港奥部・運河等の静穏な水域に、小型の係留施設（棧橋等）を設置するもの。

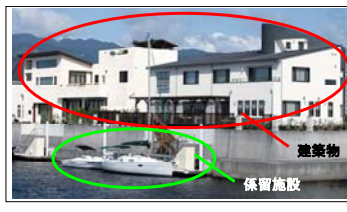
（小型船用棧橋（交通船・遊覧船・プレジャーボート等））

④ 水上構造物型

静穏な水面上に、従来陸上に設置された構造物（建築物を含む）を設置するもの。（浮体式構造物・海面上の固定式構造物（レストラン・旅客船待合所・オフィス等）



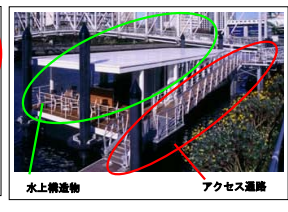
《①広域占有型のイメージ》



《②水際線占有型のイメージ》



《③棧橋型のイメージ》



《④水上構造物型のイメージ》

	①広域占有型	②水際線占有型	③棧橋型	④水上構造物型
陸 域	陸上保管エリア 管理棟・ 物販施設等	建築物	旅客待合所 アクセス通路	アクセス通路
水際線（護岸）				
水際線近傍	係留施設	係留施設	係留施設	構造物
占用水域	防波堤			
一般水域			占用するエリア	必要に応じて占用して 利用する場合あり

《水辺空間の有効利用パターンのイメージ》

■目的・内容

民間事業者等が前ページ①～④の開発構想を特定の港湾で実現しようとした場合、水域占用や護岸の使用等の許可を受ける際にどのような基準が適用されるのか、及びこれらの許可を受けるためにどのような資料を求められるのかなど、具体的なシミュレーションを行うことにより、各種規制や手続きに関する課題を抽出・整理する。

■募集期間

平成20年12月25日（木）～平成21年1月16日（金）

■提出様式

開発構想について、以下の各項目について記載のうえ提出願います。

- (1) 開発を想定している港湾名（重要港湾に限る）
- (2) 開発構想の内容（目的・開発コンセプト・施設概要・平面図（水域占用面積や構造物の大きさ・構造形式が分かるもの））
- (3) 提出者の氏名（フリガナ）・職業（会社名等も記載）・住所・電話番号
・電子メールアドレス

■提出方法

上記資料は、電子メールにて提出願います。

- ・メールアドレス：g_PHB_SIN@mlit.go.jp（国土交通省港湾局振興課宛）
- ・添付できるファイルは、エクセル・ワード・パワーポイント・PDFのみとする。
（添付ファイル容量の合計が4MBを超えないこと）
- ・件名には「水辺空間を有効利用する開発構想について」と明記すること。

■「水辺空間の有効利用によるみなとの魅力向上促進に関する研究会」資料

- ・研究会設立趣旨： http://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000003.html
- ・第1回議事概要・資料： http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000002.html
- ・第2回議事概要・資料： http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000004.html
- ・第3回議事概要・資料： http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000006.html

■その他留意事項

- ・皆様から頂いた開発構想は、研究会事務局で選定の上、ケーススタディとして採用させていただきます。検討結果については、本研究会の報告書の発送をもって替えさせていただきます。（ケーススタディとして採用された場合、構想の内容について個別にお問い合わせをさせて頂く場合がございます。）
- ・頂いた構想について、選定の結果により検討の対象として扱わない場合があることをご了承願います。（その場合のご連絡及び資料の返却は致しません）
- ・ケーススタディは、具体的な事例に基づき、手続きの内容等を検証するのみであり、実際の手続きを行うものではないこと、また今回の検討をもって事業の実現可能性を判断するものではないことをご理解願います。